

ぴんとり Wi-Fi サービス規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 株式会社 PinT は、このぴんとり Wi-Fi サービス規約（以下「規約」といいます。）によりぴんとり Wi-Fi を提供します。

2 本サービスの提供条件について、この規約に定めのある場合を除き、当社の [PinT ポイントサービス利用規約] によります。

(規約の変更)

第2条 当社は、規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、規約を変更する場合は、変更後の規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(規約の掲示)

第3条 当社は、規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、ぴんとり Wi-Fi に係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（提携事業者が設置するものに限ります。以下「WiMAX 2+基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。） (3) 無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備（当社又は提携事業者が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5G 基地局設備」といいます。） (4) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九—四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE 基地局設備」といいます。）
9 WiMAX 基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX 2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備

1 1	Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第 4 9 条の 2 0 に定める条件に適合する無線基地局設備
1 2	WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器（CDMA 基地局設備又は WiMAX 2 + 基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）
1 3	Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
1 4	ぴんとり Wi-Fi 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
1 5	ぴんとり Wi-Fi	ぴんとり Wi-Fi 通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備とぴんとり Wi-Fi 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
1 6	契約者回線	無線基地局設備とぴんとり Wi-Fi 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
1 7	サービス取扱所	(1) ぴんとり Wi-Fi に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりぴんとり Wi-Fi に関する契約事務を行う者の事業所
1 8	会員契約	規約に基づき当社からぴんとり Wi-Fi の提供を受ける資格を得るための契約
1 9	料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
2 0	ぴんとり Wi-Fi 契約者	当社と会員契約を締結している者
2 1	認証情報	ぴんとり Wi-Fi の提供に際してぴんとり Wi-Fi 契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
2 2	UIM (SIM カード)	電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、ぴんとり Wi-Fi の提供のために当社がぴんとり Wi-Fi 契約者に貸与するもの
2 3	提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (ぴんとり Wi-Fi 通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又はぴんとり Wi-Fi 契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。)
2 4	料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
2 5	提携事業者	KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
2 6	セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
2 7	プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス
2 8	WiMAX 2 + 通信	WiMAX 2 + 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
2 9	5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
3 0	LTE 通信	LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
3 1	消費税相当額	消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
3 2	ユニバーサル サービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
3 3	電話リレー サービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第 2 章 ぴんとり Wi-Fi の種類

(ぴんとり Wi-Fi の種類)

第 4 条の 2 ぴんとり Wi-Fi は、次のサービス卸を利用して提供いたします。

種類	内容
WiMAX+5G サービス	当社が無線基地局設備とぴんとり Wi-Fi 契約者が指定する無線機器（5G 通信を行うことができるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するぴんとり Wi-Fi サービス

2 ぴんとり Wi-Fi は、第 2 種 WiMAX+5G サービスとなり、別表（オプション機能）に定める 5G SA オプションを

利用可能な UIM (SIM カード) を挿入している端末設備との間に電気通信回線を設定して提供いたします。

(ぴんとり Wi-Fi の通信モード)

第 4 条の 3

ぴんとり Wi-Fi 契約者は、ぴんとり Wi-Fi の種類に応じて、次表に定める通信モード (それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。) を選択することができます。

ぴんとり Wi-Fi の種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5G サービス	スタンダードモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX 2+通信、5G 通信及び LTE 通信
	プラスエリアモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX 2+通信、5G 通信及び LTE 通信

備考:スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた当社所定の WEB サイトは次のとおりです。

<https://area.uqcom.jp/v2/?ope=mvno5g&gen=055>

第 3 章 料金契約

(料金契約の単位)

第 5 条 当社は、1 の申込みごとに 1 の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第 6 条 Web エントリー (当社所定の Web サイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。) により料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。ただし、当社の電話による料金契約確認を行った場合はその限りではありません。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約 (以下「所属会員契約」といいます。) を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

(料金契約申込みの承諾)

第 7 条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、この規約に定めのある場合を除き、当社の [PinT ポイント サービス利用規約] に準じて取り扱います。

(ぴんとり Wi-Fi の利用の一時中断)

第 8 条 当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るぴんとり Wi-Fi の利用の一時中断 (その請求のあったぴんとり Wi-Fi を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 9 条 ぴんとり Wi-Fi 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(ぴんとり Wi-Fi 契約者が行う料金契約の解除)

第 10 条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのぴんとり Wi-Fi の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第 11 条 当社は、第 18 条 (利用停止) の規定によりぴんとり Wi-Fi の利用を停止されたぴんとり Wi-Fi 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者が第 18 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、ぴんとり Wi-Fi の利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめぴんとり Wi-Fi 契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第11条の2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

(初期契約解除制度)

第12条 個人名義にて、新しく契約を開始された、若しくは契約を変更された（機種変更による契約の変更を含みます）ときは、新しくご契約いただいた通信サービスの契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、本契約の初期契約解除を行うことができます。お電話での申請も可能ですが、お手続きの遅滞を防止する観点からお問い合わせフォーム（<https://pintinc.jp/contact>）にて申告されることを推奨しております。この効力は電話申告又はお問い合わせフォームが当社へ連絡されたとき生じます。また契約書面を受領した日から起算して8日以内に端末一式を以下に指定する住所へ発送するよう、お願いいたします。返送の際に配送伝票の備考欄に「初期契約解除」と記載ください。端末返送時の送料は受取人負担をご指定ください。法人名義のご契約は、初期契約解除制度の対象外です。

【端末のご返送先】

〒600-8815 京都府京都市下京区中堂寺栗田町93番地 京都リサーチパーク6号館 213

DXHUB株式会社 Wi-Fi サポートデスク宛

- びんとり Wi-Fi 契約者は 前項の解除によりびんとり Wi-Fi サービスに関して①損害賠償もしくは契約解除手数料その他金銭などを請求されることはありません。②但し、契約事務手数料は請求されます。当該請求に係る額は、交付された契約書面に記載した額となります。また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）をびんとり Wi-Fi 契約者に返還いたします。
- オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。
- 初期契約解除を行う場合は、端末と付属の UIM（SIM カード）の返還義務が発生するものとします。返還の期日は、新しくご契約いただいた通信サービスの契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間とします。契約者は端末本体と付属の UIM（SIM カード）（輸送中の紛失防止のため、本体挿入のまま返送されることをお勧めします）の双方を汚破損なく速やかに返還するものとし、その他同梱物（個装箱等）も可能な限り返還に協力するものとします。
- 初期契約解除制度を利用する際は、当該契約に基づき当社が引き渡した端末機器（本体/UIM（SIM カード）/USB ケーブル/保証書/個装箱を含みます。以下「対象機器」といいます。）を原状に復した上で、契約書面受領日から起算して8日以内（以下「返還期日」といいます。）に、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。返還期日を経過してもなお「対象機器」の返還を当社が確認できていない場合は、当社は契約者に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、契約者は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、契約者が負担するものとします。

機器	損害金（不課税）
端末と UIM（SIM カード）（WiMAX +5G）	27,720 円※2
ケーブル類（AC アダプター、Ethernet ケーブル）※1	
書面類（規約・重要事項説明書・契約書面を除く）	
端末化粧箱	

※1 Speed Wi-Fi HOME 5G L13 のみ対象。

※2 いずれか不足していた場合、端末料金 27,720 円の請求となります。

第4章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第12条の2 当社は、びんとり Wi-Fi 契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、びんとり Wi-Fi 契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

- 前項の規定にかかわらず、別表2に定めるオプション機能については、びんとり Wi-Fi 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

(びんとり Wi-Fi の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第12条の3 当社は、びんとり Wi-Fi の利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第5章 無線機器の利用

第1節 UIM（SIMカード）の貸与等

(UIM (SIMカード) の貸与)

- 第12条の4 当社は、びんとり Wi-Fi 契約者に対し、UIM (SIMカード) を貸与します。この場合において、貸与する UIM (SIMカード) の数は、1 の料金契約につき1 とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する UIM (SIMカード) を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをびんとり Wi-Fi 契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

- 第12条の5 当社は、UIM (SIMカード) を貸与する場合には、その UIM (SIMカード) に電話番号その他の情報の登録等を行います。

(UIM (SIMカード) の情報消去及び破棄)

- 第12条の6 びんとり Wi-Fi 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってその UIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。ただし、びんとり Wi-Fi 契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へその UIM (SIMカード) を返却していただきます。

(UIM (SIMカード) の管理責任)

- 第12条の7 びんとり Wi-Fi 契約者は、当社から貸与を受けている UIM (SIMカード) を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 びんとり Wi-Fi 契約者は、UIM (SIMカード) の盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、びんとり Wi-Fi 契約者以外の者が UIM (SIMカード) を利用した場合であっても、その UIM (SIMカード) の貸与を受けているびんとり Wi-Fi 契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、UIM (SIMカード) の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(UIM (SIMカード) 暗証番号)

- 第12条の8 びんとり Wi-Fi 契約者は、当社が別に定める方法により、UIM (SIMカード) に UIM (SIMカード) 暗証番号 (その UIM (SIMカード) を利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。) を登録することができます。この場合において、当社からその UIM (SIMカード) の貸与を受けているびんとり Wi-Fi 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのびんとり Wi-Fi 契約者が登録を行ったものとみなします。
- 2 びんとり Wi-Fi 契約者は、UIM (SIMカード) 暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第2節 無線機器の接続等

(無線機器の接続)

- 第13条 びんとり Wi-Fi 契約者は、契約者回線に無線機器 (当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものであって、第1号及び第2号の表示 (以下「技適マーク」といいます。) 等により当社等が無線設備規則及び技術基準等 (別記1に規定する技術基準及び技術的条件を言います。以下同じとします。) に適合していることが確認できるものに限り、以下この条において同じとします。) を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和56年郵政省令第37号) 様式第7号又は第14号の表示
- (2) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 (平成16年総務省令第15号) 様式第7号又は第14号の表示
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続に用いる無線機器が、無線設備規則に適合していないとき。
- (2) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる無線機器が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (1) 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社又は提携事業者は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 びんとり Wi-Fi 契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第3節 無線機器の検査等

(無線機器に異常がある場合等の検査)

第14条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ぴんとり Wi-Fi 契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社又は提携事業者は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第15条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

第16条 前条第2項に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、ぴんとり Wi-Fi の一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。

(2) 第21条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりぴんとり Wi-Fi の利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことを該当のぴんとり Wi-Fi 契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定の WEB サイトに掲示する等の方法により行います。）します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第18条 当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、そのぴんとり Wi-Fi の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いをされない場合（支払期日を経過した後、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第29条（債権の譲渡等）の規定により、当社が IP 通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第29条に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。)

(1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。

(2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(3) ぴんとり Wi-Fi に係る契約の申込みに当たって当社所定のフォーマットに事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(4) ぴんとり Wi-Fi 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していたぴんとり Wi-Fi に係る料金その他の債務又はぴんとり Wi-Fi 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社サービスに係る料金等の債務（その契約規約等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (5) ぴんとり Wi-Fi 契約者がそのぴんとり Wi-Fi サービス又は当社と契約を締結している他のぴんとり Wi-Fi サービスの利用において第47条（利用に係るぴんとり Wi-Fi 契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (6) 第14条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線機器の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (7) 第15条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第16条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (8) 第46条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定によりぴんとり Wi-Fi サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を該当のぴんとり Wi-Fi 契約者に通知します。ただし、前項第5号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

（インターネット接続サービスの利用）

第19条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、インターネット接続サービス（ぴんとり Wi-Fi に係る無線基地局設備を經由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

（通信の条件）

第20条 当社は、ぴんとり Wi-Fi サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。また、ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 ぴんとり Wi-Fi サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 ぴんとり Wi-Fi サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線(Wi-Fi)機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、規約において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 電波状況等により、ぴんとり Wi-Fi サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

7 無線機器に使用される IP アドレスには、プライベート IP アドレスがあり、当社が動的に割り当てるものとします。

（通信利用の制限）

第21条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第56条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第21条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。

- (2) 当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたとき当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又は提供事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がびんとり Wi-Fi サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、びんとり Wi-Fi サービスの円滑な提供のために、びんとり Wi-Fi サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- 2 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。
- 契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。

びんとり Wi-Fi サービスの種類	総量速度規制データ量
WiMAX+5G サービス（プラスエリアモード）	32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）

第21条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第21条の4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第22条 びんとり Wi-Fi サービスの料金は、料金表第1表（びんとり Wi-Fi サービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 びんとり Wi-Fi サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第23条 びんとり Wi-Fi 契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。ただし、規約又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりびんとり Wi-Fi を利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) びんとり Wi-Fi 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) びんとり Wi-Fi 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、びんとり Wi-Fi 契約者は、次の場合を除き、びんとり Wi-Fi サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
びんとり Wi-Fi 契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限り。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	
-----------------------------------	--

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(基本使用料の日割り)

第24条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) その提供開始日が料金月の起算日以外の日であったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(3) 第23条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(4) 第28条(料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。

この場合、第23条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第1項第4号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

第24条の2(契約解除料の支払義務)

ぴんとり Wi-Fi 契約者は、ぴんとり Wi-Fi サービスにおいて、最低利用期間中に料金契約の解除があったときは、料金表第1表第2(契約解除料)に規定する契約解除料の支払いを要します。

(プラスエリアモードオプション料等の支払義務)

第24条の3 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、プラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第3(プラスエリアモードオプション料等)に規定するプラスエリアモードオプション料の支払いを要します。

2 プラスエリアモードオプション料については、日割りは行いません。

(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務)

第24条の4 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、料金月の末日が経過した時点で WiMAX+5G サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第4(負担金)に規定するユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、ユニバーサルサービス制度及び電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が料金額を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

3 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、日割りは行いません。

(手続きに関する料金の支払義務)

第25条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、ぴんとり Wi-Fi サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第26条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(受取拒否・受取放置)

第27条 当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者が当社の Web サイトから注文した商品に対し正当な理由なく受取拒否を行い、または受取放置を行った場合は、その結果当社に生じた往復送料、代金引換手数料、事務手数料を請求する場合があります。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第28条 当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。料金を日割りする場合には、税抜額を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

（債権の譲渡）

第29条 ぴんとり Wi-Fi 契約者（料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。）は、その料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。

2 前項の譲渡に関して、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

（1）ぴんとり Wi-Fi 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。

（2）料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

（債権の買い戻し）

第30条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社および料金回収会社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

（料金等の請求）

第30条の2 当社及び料金回収会社は、第44条（請求書の発行）に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

（料金等の支払い）

第31条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別表5に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

2 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。払込票払いの場合は、各月のご請求につき、220円（税込）の発行手数料をご負担いただきます。また、お支払いの遅延や紛失等による再発行は、別途305円（税込）/回の再発行手数料をご負担いただきます。

（1）口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

（2）口座振替による料金等の引き落としが残高不足により完了しなかったとき。

（3）クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。

5 前項の場合において、当社は、同項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

6 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、第29条（債権の譲渡）の規定により譲渡した債権について、料金回収会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（料金の一括後払い）

第32条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、ぴんとり Wi-Fi 契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金等の臨時減免）

第33条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲載する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

第34条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) ぴんとり Wi-Fi 契約者がその負担すべきぴんとり Wi-Fi に係る料金若しくは他の当社サービスに係る料金等の債務債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) ぴんとり Wi-Fi 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) ぴんとり Wi-Fi 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) ぴんとり Wi-Fi 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) ぴんとり Wi-Fi 契約者の所在が不明であるとき。

(6) その他ぴんとり Wi-Fi 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにぴんとり Wi-Fi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第35条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第36条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年10%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 端数処理

(端数処理)

第37条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、規約に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第38条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

(ぴんとり Wi-Fi 契約者の維持責任)

第39条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、ぴんとり Wi-Fi 契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(ぴんとり Wi-Fi 契約者の切分責任)

第40条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第41条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 当社は、料金契約に基づきぴんとり Wi-Fi サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限りません。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのぴんとり Wi-Fi 契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りません。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのぴんとり Wi-Fi サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第24条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、ぴんとり Wi-Fi を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第43条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、ぴんとり Wi-Fi サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、ぴんとり Wi-Fi 契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第11章 付随サービス

(請求書の発行)

第44条 当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（ぴんとり Wi-Fi 契約者が料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限りません。）を発行します。ただし、そのぴんとり Wi-Fi 契約者が料金契約を締結していない場合又は料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、規定する手数料の支払いを要します。

3 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、第31条（料金等の支払い）の規定により料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第45条 当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第46条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、規約により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係るぴんとり Wi-Fi 契約者の義務)

第47条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でぴんとり Wi-Fi サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別表 4 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（他の電気通信事業者への通知）

第 48 条 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び 契約状況等の情報（提携事業者が当社と提携して行う割引等の適用又は案内等に必要なものに限ります。）を当社が提携事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

（ぴんとり Wi-Fi 契約者に係る情報の利用）

第 49 条 当社は、ぴんとり Wi-Fi 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（ぴんとり Wi-Fi 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、ぴんとり Wi-Fi サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、プライバシーポリシーにおいて定めます。

（認定機器以外の無線機器の扱い）

第 49 条の 2 ぴんとり Wi-Fi 契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

（提供条件書）

第 50 条 当社は、規約のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、ぴんとり Wi-Fi サービス及び付随サービスを提供します。

（合意管轄裁判所）

第 51 条 規約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 52 条 規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 ぴんとり Wi-Fi に関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第23条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用								
(1) 基本使用料の種別の選択	<p>基本使用料には、次の種別があります。</p> <p>WiMAX+5G サービスに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぴんとり Wi-Fi モバイルルータ</td> </tr> <tr> <td>ぴんとり Wi-Fi ホームルータ</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	ぴんとり Wi-Fi モバイルルータ	ぴんとり Wi-Fi ホームルータ				
基本使用料の料金種別								
ぴんとり Wi-Fi モバイルルータ								
ぴんとり Wi-Fi ホームルータ								
(2) ぴんとり Wi-Fi モバイルルータ、ぴんとり Wi-Fi ホームルータの取扱い	<p>ア 次表に定める基本使用料の料金種別（以下この欄において「本プラン」といいます。）は、その適用を開始した料金月から起算して24か月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぴんとり Wi-Fi モバイルルータ</td> </tr> <tr> <td>ぴんとり Wi-Fi ホームルータ</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に更新して適用します。</p> <p>ウ ぴんとり Wi-Fi 契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、最低利用期間内に料金契約の解除があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) 契約解除料</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約事務手数料</td> <td>5,170 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用除外要件</p> <p>① 満了月に料金契約の解除があったとき。</p>	基本使用料の料金種別	ぴんとり Wi-Fi モバイルルータ	ぴんとり Wi-Fi ホームルータ	区分	料金額（税込）	解約事務手数料	5,170 円
基本使用料の料金種別								
ぴんとり Wi-Fi モバイルルータ								
ぴんとり Wi-Fi ホームルータ								
区分	料金額（税込）							
解約事務手数料	5,170 円							
(3) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	<p>ア ぴんとり Wi-Fi サービスの適用を受けている契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。</p>							

2 料金額

WiMAX+5G サービスに係るもの	1 料金契約ごとに月額料金額（税込）
区 分	料金額（税込）
ぴんとり Wi-Fi モバイルルータプラン	5,170 円
ぴんとり Wi-Fi ホームルータプラン	5,170 円

3 料金等の割引

- ・ぴんとり Wi-Fi サービスに新たにご加入いただいた場合、開通月から7ヶ月以上ご利用いただくことを条件に、最大30ヶ月間毎月の料金を割引します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

プラン名	割引額（税込）	割引期間
ぴんとり Wi-Fi モバイルルータプラン	924 円/月（税込）	30 ヶ月間*1
ぴんとり Wi-Fi ホームルータプラン		

*1：新規ご加入時は、課金開始日を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。

- ・当社の発行する PinT ポイント付与の対象となる料金は、「基本料金」のみを対象とします。PinT ポイントによる割引の詳細内容については、[PinT ポイントサービス利用規約] (https://pintinc.jp/static/user/images/point_terms.pdf) の定めによります。

4 端末代金

- ・端末代金は、以下のとおりとし、その他の詳細については、当社の [ぴんとり Wi-Fi 特定商取引法 (兼割賦販売契約) に基づく表記] によります。

端末代金(税込)	支払方法
27,720 円	30 回分割

期限前の支払い、一括支払いに変更することはできません。ただし、30 ヶ月以内に本サービス契約を解約されたときは、以下の方法を以て、端末代金の残債分をサービス契約の契約解除料と合算して (契約解除料が発生しない月の解約の場合は端末代金残債分のみ) を請求します。※端末費用の表記は税込とする。

月数	加入翌月～6	7	8	9	10	11	12
金額	27,720 円	22,176 円	21,252 円	20,328 円	19,404 円	18,480 円	17,556 円
月数	13	14	15	16	17	18	19
金額	16,632 円	15,708 円	14,784 円	13,860 円	12,936 円	12,012 円	11,088 円
月数	20	21	22	23	24	25	26
金額	10,164 円	9,240 円	8,316 円	7,392 円	6,468 円	5,544 円	4,620 円
月数	27	28	29	30			
金額	3,696 円	2,772 円	1,848 円	924 円			

第2 契約解除料

WiMAX+5G サービスに係るもの

区 分	料金額
ぴんとり Wi-Fi モバイルルータプラン	5,170 円
ぴんとり Wi-Fi ホームルータプラン	5,170 円

第3 プラスエリアモードオプション料等

1 料金額

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額 (税込)
プラスエリアモードオプション料	1,100 円

第4 負担金

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成 14 年総務省令第 64 号) により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 (令和 2 年法律第 53 号) に定める電話リレーサービス支援機関に納付する負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則 (令和 2 年総務省令第 110 号) により算出された額に基づいて、当社が定める料金

ぴんとり Wi-Fi サービスの各プランについては、電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料が発生いたします。

※電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額 (番号単価) は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」については、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ (<http://www.tca.or.jp/universalservice/>) または音声・FAX 案内 (03-3539-4830 : 24 時間受付) にてご確認ください。

※電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額 (番号単価) は、電話リレーサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、1 年に 1 回料金の設定が行われているため、その内容に応じてお客様に料金をお支払いいただきます。なお、「電話リレーサービス制度」については、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホーム

ページ (https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/) または音声・FAX 案内 (03-6302-8391 : 土日祝休日、年末年始を除く 9 時~17 時) にてご確認ください。

第 5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 2 3 条 (手続きに関する料金の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>UIM (SIM カード) 再発行手数料</td> <td>UIM (SIM カード) の紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM (SIM カード) の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	契約事務手数料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	UIM (SIM カード) 再発行手数料	UIM (SIM カード) の紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM (SIM カード) の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区 分	内 容					
契約事務手数料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
UIM (SIM カード) 再発行手数料	UIM (SIM カード) の紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM (SIM カード) の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税込)
契約事務手数料	1 料金契約ごとに	3,300 円
UIM (SIM カード) 再発行手数料	1 枚ごとに	6,600 円

第 2 表 工事費

区 分	料金額 (税込)
工事費	別に算定する実費

別表 オプション機能・その他

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則(昭和 6 0 年郵政省令第 3 1 号)
技術的条件	—

2 適用

種 類	提 供 条 件	
5G SA オプション	5G SA (スタンドアローン) による通信を行うことができる機能をいいます。	
	<table border="1"> <tr> <td>備 考</td> <td>(1) WiMAX+5G サービスの契約者回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td> </tr> </table>	備 考
備 考	(1) WiMAX+5G サービスの契約者回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
端末補償サービス	<p>端末補償サービスは、万一のトラブル時に無料で交換を行えるサービスです。端末機器 (※1) の故障、盗難、紛失などのトラブルの際に、同一機種・同一色 (※2) の交換用機器 (リフレッシュ品) をお客様がお申込み時に登録いただいたご住所 (国内のみ) にお届けするサービスです。</p> <p>※1 補償の対象は、機器本体 (クレードル、充電器、ケーブル、その他本体以外の周辺機器を除く) のみとなります。</p> <p>※2 同一機種・同一色の提供が困難な場合、別途当社が指定する機種・色の交換用機器をご提供いたします。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td>備 考</td> <td>(1) 申込時のみ契約可能なオプションとなっております。(開通後に追加申込不可) (2) 途中解約不可のオプションです。</td> </tr> </table>	備 考
備 考	(1) 申込時のみ契約可能なオプションとなっております。(開通後に追加申込不可) (2) 途中解約不可のオプションです。	

3 オプション機能

(1) 料金

種 類	料金 (税込)
端末補償サービス	550 円

- ・1月につき適用いたします。
- ・本サービスの提供を開始した日を含む月の翌月から起算して、本サービスの契約の解除があった日の前日を含む月までの期間について支払いを要します。

(2) 利用条件

補償項目（発生都度）	費用	備考
自然故障(メーカー保証) ※製造上の欠陥による故障、通常使用による故障など 対象外：故意または過失による故障、天災地変による故障、改造・修理・分解された機器など	0円	契約12ヶ月以内のみ無償対応が可能
故障破損・紛失盗難・バッテリー補償	0円	12ヶ月毎1回無償対応が可能（バッテリー補償はX12のみ）
故障破損・紛失盗難 12か月以内2回目補償	11,000円	補償適用から12ヶ月以内2回目に対応する場合の実費費用
故障破損・紛失盗難 12か月以内3回目補償	27,720円	補償適用から12ヶ月以内3回目以降に対応する場合の実費費用
SIMカード発行必要な場合	3,300円	補償未加入の場合は6,600円がかかります

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 ぴんとり Wi-Fi 契約者が指定できる支払方法

ぴんとり Wi-Fi 契約者が指定できる支払方法
口座振替、クレジットカード、払込票払い、SMS スマート決済（電子マネー等）、その他当社が指定した金融機関等を通じた払い込み

■お問い合わせ先

●お申込み・契約変更・解約等

PinT カスタマーサポート：050-2018-8555（受付時間：10時～17時 ※土日・祝日、年末年始を除く）
お問い合わせフォーム (<https://pintinc.jp/contact>) もご利用ください

●端末機器関連（初期不良・使用方法等）

DXHUB Wi-Fi サポート：wifi-support@dxhub.co.jp（営業時間：10時～18時 ※土日祝対応（GW/お盆/年末年始等一部を除く））